

# 介護保険

## に加入している皆さんへ

### 1 介護保険料通知書を郵送します

65歳以上で、特別徴収の人（介護保険料が年金から差し引かれる人）には、7月末に「介護保険料決定通知書」を郵送します。また、普通徴収の人（介護保険料が年金から差し引かれない人）には、7月中旬に「介護保険料納付通知書」を郵送します。

#### ■ 普通徴収の納付

納期限は、7月から翌年2月までの計8回です。

**納付場所**＝健康長寿課（市役所1階）、新里・黒保根支所、境野・広沢・梅田・相生・川内・菱公民館、指定金融機関※コンビニエンスストアでは取り扱い不可

#### ■ 口座振替をご利用ください

希望する人は、介護保険料納付通知書に同封されている申込用紙に必要事項を記入し、預金通帳と届け出印を持参して、金融機関で手続きをしてください。

#### ■ 介護保険料の滞納にご注意ください

特別な事情がなく保険料の滞納が続く場合、利用者負担割合が引き上げられるなどの措置がとられます。納付が困難なときは、早めにご相談ください。

### 2 介護保険料が軽減されることがあります

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した場合、令和4年度保険料が軽減されることがあります。

**対象**＝令和4年度末に資格を取得し、令和5年4月以降に納期限が設定されている65歳以上の人

**減免条件**＝同一世帯内の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った場合。もしくは、同一世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入が減少したもので、次の①と②を満たす場合。

①令和4年の事業収入などが、令和3年と比べ10分の3以上減少している

②令和3年の所得の合計額が400万円以下

※主たる生計維持者の令和3年合計所得金額が0円の場合には該当になりません。

※令和5年度介護保険料については対象外です。

**申し込み**＝10月2日（月）までに、必要書類（申請書、収入申告書、令和4年中の収入を証明する書類のコピーなど）を添えて、直接または郵送で健康長寿課（市役所1階、〒376-8501桐生市役所）へ。申請用紙と収入申告書は、市ホームページにあります。

※まずは、電話などで必要書類について確認をお願いします。

**問い合わせ**＝健康長寿課介護管理給付係（☎内線391）

## 国民年金保険料の 免除 や 猶予

所得が少なく保険料の納付が困難な場合、減免制度を利用することで、将来の年金受給権、また、障害基礎年金や遺族基礎年金の受給資格を確保できます。

保険料の免除・納付猶予の申請は、原則として毎年必要です。ただし、前年度に全額免除、納付猶予が承認されており、事前に継続申請の手続きをしている人

は不要です。免除を受けた期間は将来の老齢基礎年金の受給額に反映されますが、納付猶予を受けた期間は追納されないと反映されません。

令和4年より、国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請と学生納付特例申請が、マイナポータルを利用して電子申請できるようになりました。申請にはマイナンバーカードやマイナポータル利用登録が必要です。

**問い合わせ**＝市民課年金担当（☎内線273）、桐生年金事務所（☎44-2311）